日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2021－001 事件
競技者氏名：$X$
競技種目 ：ラグビー競技

標記事件につき，日本アンチ・ドーピング規律パネルは，当該事件の聴聞パネルの決定に基づ き，下記のように決定する。

2022年4月20日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
委員長 早川 吉尚


## 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8．1．2．2 項に従って日本アンチ・ドー ピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネル は，2022年4月14日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき，本事件 に関して，下記のとおり決定する。

2022年4月20日
州川欯早川吉尚
理䊅湖都系树

川原 $\qquad$

記
〔決 定〕

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 10.10 項に従い，検体採取の日である2021年12月13日から暫定的資格停止期間の開始日である同月 23 日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し，かつ，上記期間において獲得されたメダル，得点，及び褒賞はいずれも剥奪される。
－本規程 10．2．2 項及び同 10．6．1．2 項により，2021年12月23日より5ヶ月間の資格停止とする。


## 〔理 由〕

－本件は，後述するとおり，競技者に対してJADA が実施した競技会外検査において競技者の検体から禁止物質が検出されたといら事案であるところ，本件の競技者は，本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本ラグビーフットボール協会に登録する ことによって本規程に同意しており，したがって，本件の競技者には本規程が適用され，かつ JADA の結果管理権限に服する。
－2021年12月13日 15 時 1 分から同日 15 時 15 分にかけて実施された競技会外検査において競技者の尿検体から検出された物質エノボサルム（オスタリン）（enobosarm（ostarine））は， 2021 禁止表国際基準（以下「禁止表」といら。）における「S1．2 その他の蛋白同化薬」におい て禁止物質とされているため，本規程2．1項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は，そ の後 B 検体についての分析を要求し，かかる分析が実施されたが，同様にエノボサルム（オ スタリン）（enobosarm（ostarine））が検出された。いずれの検体についても分析機関は株式会社 LSI メディエンスであり，その手続には適用される国際基準からの乘離はなかったと認めら れる。なお，競技者は，本聴聞会（暫定聴聞会を含む。）において，上記の結果及びそこに至 る手続過程に関し争わなかった。とすれば，本件においては，競技者について本規程 2.1 項 （競技者の検体に，禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認 められ，同 10.10 項に従い，検体採取の日である 2021 年 12 月 13 日から暫定的資格停止期間 の開始日である同月 23 日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し，か つ，上記期間において獲得されたメダル，得点，及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪され る。
－また，上記検出物質は「禁止物質」である一方で，禁止表における「特定物質」には該当しな い物質（以下「非特定物質」という。）であるところ，競技者は，本件の違反は「意図的」で はなかったとし，その根拠として，以下のとおり主張した。
（1）競技者は，2021年11月15日に練習中に右ハムストリングに肉離れを起こし，同月 16日からチームの全体練習とは別メニューでのリハビリとトレーニングを行うことと なった。この期間に筋カトレーニングの強度を高めるため，同年12月9日又は10日の いずれか又は両方において，チームが提供するオリジナルのサプリメントとは別に，ク レアチンを含むサプリメント（以下「本件サプリメント」という。）を，1日につき 15錠服用した。
（2）競技者が消費せず残つていた本件サプリメントにつき，2022年2月に Sports Medicine Research and Testing Laboratoryに検査を依頼したところ，1 錠あたり 3．7～9．8ng のオス タリンが検出されたとの結果が得られた。上記（1）の競技者による本件サプリメントの摂取状況に鑑みると，55．5～294ng のオスタリンが摂取されたことになり，その $3 \sim 4$ 日後 である 2021 年 12 月 13 日に採取された検体から約 $20 \mathrm{pg} / \mathrm{ml}$ のオスタリンが検出された ことは，時期及び量において矛盾しない。
（3）本件サプリメントの成分表示に，オスタリン（同物質の別名を含む。）を含有する旨の表示はなされておらず，他に，オスタリンの含有を疑わせる事実はない。
（4）競技者が本件における検体採取前数ヶ月以内において（チーム提供のサプリメントとは別に）摂取した複数のサプリメントにつき，同様に検査を依頼したところ，オスタリン は検出されなかった。
競技者が主張する上記各事実は，公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」 といら。）及び競技者から提出された各証拠書類，JADA 代理人并護士及び担当者，競技者本人，競技者代理人弁護士の各証言•発言，並びに本聴聞会の全趣旨により，合理的に認定する ことができる。そして，これらの事実によれば，競技者の検体に検出された禁止物質は，本件 サプリメントに由来するものであると認められ，かつ，競技者は，本件サプリメントを摂取す ることにより自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識しておらず， かつ，そのような結果に至りらる重大なリスクがあることも認識していなかったと認められ る。JADA も，競技者による上記検出物質の摂取は「意図的」ではなかった点を争っていない。 よって，競技者が，本件の違反が「意図的」でなかった旨を立証できたと認められる。本件で検出された禁止物質は非特定物質であるため，原則的な資格停止期間は 4 年であるが（本規程 10．2．1．1 項），その摂取が「意図的」ではなかったことを立証できた場合は，「重大な過誤又 は過失」がないことを立証できない限り，資格停止期間は 2 年ということになる（本規程 10．2．2項）。
－それでは，本件において競技者に「重大な過誤又は過失」がないことは立証できるか（本規程 10.6 項）。この点につき，本規程 2.1 項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度を検討すると，上記証拠によれば，以下の事実が認められる。
（5）競技者は，（1）禁止表が JADA のウェブサイトに掲載されており，自身が摂取するサプリ メントの成分表と照らし合わせ，サプリメントに禁止物質が含有されていることを確認 できること，（2）自身が摂取するサプリメントの成分表に，競技者が知らない成分が記載 されている場合には，チームドクターやトレーナーに確認を取る必要があること，（3）海外製のサプリメントよりも国内製のサプリメントの方が汚染されているリスクが低い こと，（4）どのような経過で禁止物質が自らの体内に侵入したかにかかわらずドーピング規則違反となり，その制裁は非常に重いことにつき，認識していた。
（6）本件サプリメントは国内製であり，食品 GMP の認証や品質マネジメントシステム国際規格（ISO9001：2015）の認証を受けた国内の工場で製造されていることが，本件サプリ メントの公式ウェブサイト及び通販サイトにおいて明示されており，この点を競技者は本件サプリメントの購入前に確認した。
（7）本件サプリメントに関して競技者は，購入前に通販サイトにおける本件サプリメントの情報欄に掲載されている成分表を確認し，オスタリン（同物質の別名を含む。）を含めた禁止表に記載されている禁止物質が表示されていないことを確認した。
（8）また，本件サプリメントを購入する前に，本件サプリメントの名前と「ドーピング」と いう用語を用いてインターネット検索をしたが，本件サプリメントが原因でドーピング規則違反となった例があるといら情報や，本件サプリメントに関するドーピングの危険性について警鐘を鳴らすような情報は確認できなかった。
（9）さらに，本件サプリメントを購入した後，摂取する前に，手元に届いた本件サプリメン

トのパッケージに揭載されている成分の表示を確認し，禁止物質が表示されていないこ とを改めて確認した。
これらの事実によれば，競技者は，自らが摂取するサプリメント等について日常的に注意を払っており，また，本件サプリメントについても一定の注意を払った上で購入•摂取をしてお り，「重大な過誤又は過失」がないことは立証されたといえる。JADA も，この点は争ってい ない。
－ところで，「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮については，検出 された禁止物質（濫用物質を除く。）が「汚染物質」に由来したときには，資格停止期間は競技者の過誤の程度により，（非特定物質であったとしても）最短で資格停止期間を伴わない譴責となり，最長で 2 年間の資格停止となる（本規程 10．6．1．2 項）。この点，「汚染製品」とは，「製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示され ていない禁止物質を含む製品」であるところ，上記（3），（7）～（9）を勘案すれば，本件サプリメ ントは「污染製品」と認めることができ，JADA もこの点は争っていない。それでは，本件に おいては資格停止期間はどの程度であるべきか。この点について，上記証拠によれば，さらに以下の事実が認められる。
（10）競技者は，一方でサプリメントについては汚染の可能性があることは認識していた。し かし他方で，サプリメントに関するチームのサポートがあったにもかかわらず，チーム が提供するサプリメント以外のサプリメントの摂取に関してチームドクターやトレー ナーに相談すべきであるとは考えておらず，また，実際にも本件サプリメントについて は（他の医師や薬剤師等の中立的な専門家も含め）何ら相談をしなかった。
（11）本規程 10．6．1．2 項の解説によれば，「ドーピング・コントロール・フォームにおいて後日汚染されていると判断された製品を申告していたかどうかは重要である」とあるところ，本件において競技者は，検体摂取日の $3 \sim 4$ 日前に摂取したサプリメントであったにも かかわらず，ドーピング・コントロール・フォームに本件サプリメント名を記載せず，「アミノ酸」「プロテイン」としか記載しなかった。
競技者は，アンチ・ドーピングとの関連で，自己の摂取物及び使用物に関して責任を負い（本規程 24.3 項），禁止物質が体内に入らないよらにすることは，各競技者が自ら取り組まなけれ ばならない責務であり，自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には，競技者はその責任を負う（本規程2．1．1項）。そして，非特定物質は，特定物質に比 べ，競技力向上の目的のために競技者が摂取する可能性が高いとして（本規程 4．2．2 項の解説参照），より重い制裁をもって禁圧されているものであり，そのような禁圧の必要性が高いと判断された非特定物質が競技者の検体から検出されたという事実は，重く受け止められなけ ればならない。かかる観点から本件をみるに，競技者はアンチ・ドーピング活動への理解を一定程度有していたものの，上記（1）にあるよらに，本件サプリメントを，練習中に右ハムスト リングに肉離れを起こし，チームの全体練習とは別メニューでのリハビリとトレーニングを行ら際に，「筋力トレーニングの強度を高めるため」に摂取しており，この目的は，本規程が非特定物質に重い制裁をもって禁圧することを意図した「競技力向上の目的」に他ならない。 また，本規程においては，制裁措置の短縮には「競技者が汚染製品を摂取する前に高度な注

意」を払ら必要があることが明示されているところ（本規程 10．6．1．2 の解説）。上記（10）の事実はこの点において問題無しとはいえない。さらに，（11）の事実も，アンチ・ドーピング活動 への協力といら観点からは，やはり問題無しとはいえない。以上の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案した結果，本聴聞パネルは，本件の資格停止期間は 5 ヶ月とする のが相当であると判断する。
－なお，競技者は，資格停止期間を 4 ヶ月とした JSAA－DP－2016－001 事案に鑑みて，長くとも 4 ヶ月とすべきであると主張するが，同事案におけるサプリメントの摂取時点から本件にお いて競技者が本件サプリメントを摂取した時点までに約 5 年が経過している。そしてその間， サプリメントに禁止物質が含有していないことの第三者機関による認証のシステムや，認証 を受けているサプリメントに関する情報を提供するウェブサイト等が提供されるに至ってい る。競技者は，サプリメントに汚染の可能性があることは認識していたのであるから，チーム ドクターやトレーナー，他の医師や薬剤師等の中立的な専門家等に相談して，かかるシステ ムや情報提供ウェブサイトを通じて，自己の目的にあった安全なサプリメントの推奨を受け ることも，本件サプリメントの摂取を考えた時点においては可能であったといえる。すなわ ち，サプリメントの安全性確保のための状況の変化を鑑みると，約 5 年前の事案と本件を全 く同列に比較することはできない。
－また，JADA は当初は本規程 2.2 項違反も主張していたが，本件は競技者の検体に禁止物質が存在したために本規程 2.1 項違反が主たる争点として問われた事案であり，競技者の検体に禁止物質が存在しないために本規程 2.1 項違反が問題にならず，本規程 2.2 項違反こそが主た る争点となる事案とは，全く異なる事案である。この点，JADA は手続中において，本件にお ける実質的な争点が本規程 2.1 項違反であることを認めたため，本規程 2.2 項違反については判断するまでもないと考える。
－本件では，競技者に対し，JADA 担当者による2021年12月23日の通知以来，本決定に至る まで，本規程 7．4．1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって，同 10．13．2．1項に より，資格停止期間の開始日は同日とする。
以上より，上記の決定をするに至った。
なお，本決定については，競技者は国際レベルの競技者ではないことから，本規程 13．2．2 項及 び13．6．2項に基づき，本決定の受領の日から21日以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 905）に不服申立てをすることができる。

